

令和6年度から国外居住親族の扶養に関して条件が変更されています。
給与支払報告書の作成に際しては、国税庁や税務署が配布している『給与と所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引』『年末調整のしかた』なども参考にしながら、記載漏れ等がないようご注意ください。

1 1月1日現在に住民登録のある住所と実際に住んでいる住所が同一であることを確認の上、記載する。

2 **必ず個人番号（マイナンバー）を記載して下さい。**

3 戸籍上の氏名（通称名は書かない）を書き、必ずフリガナをふる。

4 令和7年中に支払の確定した金額を記載。※未払い額は合計額の上に内数を（ ）書きする。

5 「年末調整のしかた」にある給与所得控除後の給与等の金額の表から額を求める。
※所得金額調整控除の適用がある場合には、所得控除後の金額から所得金額調整控除額を引いた金額を記載する。

6 扶養等の人的控除額と社会保険料等の控除額及び本人に対する諸控除等の合計額を記載する。

7 年末調整をした給与等の場合は、源泉所得税及び復興特別所得税の合計額を記載する（住宅借入金等特別控除額がある場合は控除後の金額に102.1%を乗じて計算した金額（100円未満切捨））を記載する。

8 配偶者控除を適用するときは「○」をつける。老人配偶者の場合には老人欄にも「○」をつける。

9 「給与所得者の配偶者控除等申告書」に基づいて控除した配偶者控除または配偶者特別控除の額を記載する。

10 扶養親族等の人数を、扶養親族等の種類ごとにそれぞれ記載する。

11 「特別」欄の「点線の右側」には、同一生計配偶者や扶養親族が特別障害者である場合のその人数を、「点線の左側」には、そのうち同居を常としている方の人数を記載する。「その他」欄には特別障害者以外の障害者の人数を記載する。

12 配偶者控除または配偶者特別控除の対象となる配偶者や、扶養控除の対象となる親族のうち、非居住者がいる場合及び16歳未満の扶養親族が国内に住所を有しない方がいる場合には、その人数を記載する。

13 **特定親族特別控除の額を記載する。（新規項目です⑭～⑯は従来と記載箇所がズれていますので、ご注意ください）**

14 社会保険料等の金額を記載する。
※小規模企業共済等掛金がある場合は合計し、合計額の上に内数として（ ）書きで記載する。

15 「給与所得者の保険料控除申告書」に基づいて控除した金額をそれぞれ記載する。

16 年末調整の際に「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」に基づいて計算した額を記載する。
※税額控除前での所得控除の額に加算しない。控除前の所得税から控除しきれる場合は住宅借入金等特別控除額（100円未満切捨）を記載する。
※控除しきれず〇円となる場合には、控除前の所得税の額（復興特別所得税は含めない）を記載する。

17 摘要欄には以下のことを記載する。
★他社分の支払金額を合算している場合は、その会社名・支払金額・社会保険料等の金額を記載する。
★普通徴収を希望する場合は、「普A～普F」の符号を記載する（「普通徴収切替理由書」の記載も必要）。
★退職手当等の支払を受ける配偶者または扶養親族がいる場合には、氏名の前に（退）とつけ生年月日、住所、その他の扶養に関する事項を記載する。

18 源泉徴収税額から控除しきれない住宅借入金等特別控除の額が発生した場合に可能額（住宅借入金等特別控除額）を記載する。

19 適用を受けている住宅借入金等特別控除の区分を記載する。

20 配偶者控除または配偶者特別控除の適用を受けた方について、令和7年中の配偶者の合計所得金額を記載する。年末調整をしていない場合には、「給与所得者の扶養控除等申告書」に記載された源泉控除対象配偶者の「所得の見積額」を記載する。

21 基礎控除の金額を記載する。

22 「給与所得・退職所得に関する源泉徴収簿」で所得金額調整控除額がある場合には記載する。

23 配偶者控除または配偶者特別控除の対象となる配偶者及び控除対象扶養親族（16歳以上）の氏名・フリガナ・個人番号を記載する。特定親族特別控除の適用を受けた場合は、特定親族各人別の特定親族特別控除の額に応じて、区分欄に該当する数字を記載する。

24 16歳未満の扶養親族の氏名・フリガナ・個人番号を記載する。

25 本人控除について記載する。

26 生年月日の元号を大正、昭和、平成、令和のように記載する。